

日 薬 業 発 第 1 4 9 号
令 和 元 年 8 月 8 日

都道府県薬剤師会

健康サポート薬局研修 研修実施責任者 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌 平

健康サポート薬局に係る研修について（その 39）
（研修修了証未発行に係る注意喚起について）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 9 月より開始した健康サポート薬局研修においては、研修会及び e-ラーニングの「受講証明書」の有効期限を「発行日より 3 年間」としており、研修開始当初に受講された方の有効期限が近づいております。

しかしながら、本年 6 月 30 日時点において「研修修了証」の発行数が 8,199 件であり、研修会等を受講された多くの方が、研修修了証の交付申請（申請先：（公財）日本薬剤師研修センター）を行われていない状況が見受けられます。

本会に寄せられる問い合わせからも、「研修修了証の交付申請」の必要性そのものをご存じないケースが散見され、意図せずに研修修了証の交付を受けられていない方が多くおられる実態があるようです。

こうしたことから、本会において下記のとおり、研修修了証の交付申請を行うよう注意喚起を行っておりますが、貴会におかれましても、研修会受講者に対する「研修修了証の交付申請」の手続きについて周知を強化いただきますよう、お願い申し上げます。なお、申請は全受講証明書の有効期限内に行う必要があります、また郵送による手続きとなりますので、期限にゆとりを持って手続きを行う必要があることにご留意くださいますようお願いいたします。

健康サポート薬局に係る研修の実施にあたりましては、引き続き、貴会のご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日本薬剤師会ホームページ（掲載内容：別紙 1）
- 2 日本薬剤師会雑誌 8 月号・9 月号（掲載内容：別紙 1 に同じ）
- 3 日本薬剤師会健康サポート薬局 e-ラーニング研修サイト「お知らせ」欄
- 4 日薬ニュース（注意喚起のみ）

※研修修了証の交付申請について：日本薬剤師研修センターホームページ（別紙 2）

<http://www.jpec.or.jp/nintei/kenkosupport/index.html>

「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」をご確認ください。

※研修の全体像、受講の流れ等について：日本薬剤師会ホームページ（別紙 3）

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>

以 上

日本薬剤師会の「健康サポート薬局研修」受講者の皆様へ

～研修修了証の発行申請はお済みですか？～

制度開始時に研修を受けた方は、まもなく申請期限を迎えます

本会は 2016 年 9 月より、(公財) 日本薬剤師研修センターと合同で健康サポート薬局研修を行っております。研修開始時期の 2016 年 9 月に研修を受けた方は、まもなく受講証明書の有効期限（発行日より 3 年間）を迎え、修了証の発行申請ができなくなります。

研修修了証の発行申請がまだお済みでない方は、お早めに申請手続きを行ってください。

研修修了証の申請には、

- ・研修会 A（都道府県薬剤師会）の受講証明書 ※薬局所在地の都道府県
- ・研修会 B（都道府県薬剤師会）の受講証明書
- ・e-ラーニング研修（日本薬剤師会）の受講証明書

上記 3 種の受講証明書と、所定の申請書・発行費用等が必要です。

受講証明書の有効期限（研修修了証の申請が可能な期間）は、発行日から 3 年間です。

上記 3 種の受講証明書のうち、最も早く取得された受講証明書の発行日を確認し、有効期限が切れる前に、研修修了証の発行申請手続きを行ってください（各研修の受講証明書のみでは、研修修了の証となりませんのでご注意ください）。

また、郵送による申請となりますので、期限にゆとりを持って手続きを行ってください。

◆実務経験について

修了証の発行申請には、薬局において、薬剤師として 5 年以上の実務経験（注）があることが必要です。修了証発行の際、実務経験を記載した履歴書（所定様式あり）を確認した上で修了証を発行します。

（注）実務経験は、週当たりの勤務時間数が 20 時間以上であった期間を通算するものとします。修了証の発行申請は 5 年以上の実務経験がないと行えません。

◆◆研修修了証発行申請先◆◆ 公益財団法人 日本薬剤師研修センター

※申請方法・申請書様式等は、日本薬剤師研修センターのホームページに案内があります。

下記ページから「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」をご覧ください。

<http://www.jpec.or.jp>

お問い合わせについても、同センターへお願いいたします。

（メールのみ受付。申請要領内に問い合わせ先メールアドレスの記載あり）

- 研修の仕組みの全体像や詳細については、日本薬剤師会ホームページでご案内しています。

HOME＞日本薬剤師会の活動＞健康サポート薬局＞健康サポート薬局研修について

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>

- 受講証明書を紛失された方は、発行元（研修会の場合は都道府県薬剤師会、e-ラーニングの場合は日本薬剤師会）へご照会ください。

（注）e-ラーニングの場合、受講証明書をダウンロードせずに利用期限（登録より 2 年間）を経過した方には、受講証明書の発行はできません。



日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターが行う 「健康サポート薬局研修」について

HOME > 日本薬剤師会の活動 > 健康サポート薬局 > 健康サポート薬局研修について

日本薬剤師会の活動

- > JPALS
- > 研究倫理
- > 医薬分業について
- > 薬と健康の週間
- > 健康サポート薬局
 - > 健康サポート薬局について
 - > 健康サポート薬局ロゴマークについて
 - > **健康サポート薬局研修について**
 - > 健康サポート薬局e-ラーニング研修ページ 
- > 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業
- > 日薬eお薬手帳 
- > 調剤システム処方IF共有仕様（NSIPS®）
- > 学校薬剤師活動
- > アンチ・ドーピング活動
- > 禁煙運動への取り組み
- > 薬物乱用防止活動
- > 災害対策・感染症対策
- > 薬学教育・実務実習
- > 国際会議（FAPA、FIP等）
- > 調査研究・報告書等

研修修了証の発行申請はお済みですか？（申請先：公益財団法人 日本薬剤師研修センター）制度開始時に研修を受けた方は、限を迎えます 

平成28年度より「健康サポート薬局」が施行されています（制度の説明は[こちら](#)）。

「健康サポート薬局」となる場合には、厚生労働大臣が定める基準で規定される「**常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修**」を修了した薬剤師として**5年以上の実務経験がある薬剤師が常駐**の必要があり、届出にあたっては研修修了証の提出が必要です。

日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターは当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）へ、都道府県薬剤師会の協力を得て、以下のとおり研修を実施しています。

本会及び日本薬剤師研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、指定確認機関（公益社団法人日本薬剤師会第三者確認委員会：委員長 平井みどり）による確認の結果、適合とされています。

平成30年9月10日付薬学発第201802号 

健康サポート薬局研修は、複数の団体・企業が実施しています。合計30時間の研修が必要とされておりますが、**すべての課程修了実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません（都道府県薬剤師会の研修会A・Bと日本薬剤師会のe-ラーニング間分です）**。他団体の研修においても、類似する名称が用いられていますので、お間違いないようご注意ください。

1 研修の実施について（全体像）

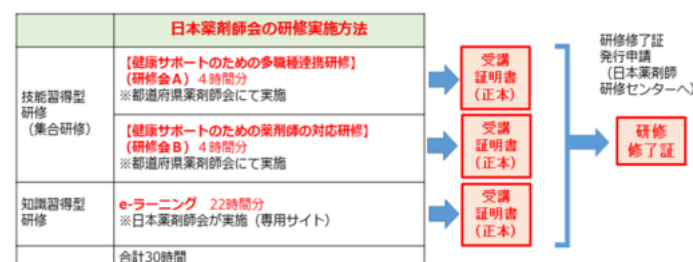
この研修は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方をえす。特に研修会に関しては、受講定員との兼ね合い等から、原則、すでに「**健康サポート薬局**」である旨を表示し得る業務体制を有しており、**健康サポート薬局の意義や基準・通知**を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のあるものです。

<研修の種類>

- 技能習得型研修（研修会A）：健康サポートのための多職種連携研修
※都道府県薬剤師会にて実施
- 技能習得型研修（研修会B）：健康サポートのための薬剤師の対応研修
※都道府県薬剤師会にて実施
- 知識習得型研修（e-ラーニング）

⇒研修項目等の詳細は[こちら](#) 

<実施方法>



(注) 受講証明書の有効期限は3年間です。有効期限内に修了証発行申請(下記『4』参照)を行ってください。

2 研修の開催について

- 技能習得型研修（研修会A及びB）

[各都道府県で開催される研修会日程](#) 

(注) 研修会Aは、**勤務先薬局所在地の都道府県薬剤師会**の研修会を受講してください。

- 知識習得型研修（e-ラーニング）[専用サイトはこちら](#) 

3 研修受講～研修修了の流れ

STEP① 受講申し込み

上記『2』参照（会員・非会員を問わずお申し込みいただけます）

STEP② 研修の受講

研修会A及びBと、e-ラーニングをそれぞれ受講し、受講証明書を取得する（計3通）。

STEP③ 修了証発行申請

全ての受講証明書（正本3通）及び必要書類を研修実施機関に提出（提出先：日本薬剤師研修センター）。

(注) 受講証明書の有効期限は3年間です。有効期限内に修了証発行申請を行ってください。

STEP④ 研修修了証の交付

研修実施機関から研修修了証を発行。

(注) 研修修了証が発行されるのは、都道府県薬剤師会が開催する技能習得型研修（研修会）と日本薬剤師会のe-ラーニングを3通受講し、研修修了証の交付申請を行った場合です。他の実施機関が提供する研修会等を受講されても、研修修了証は発行されません。

4 研修修了証について

(1) 発行要件

以下アイのすべてに該当する方に研修修了証を発行します。

ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者

イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験（注）がある者

(注) 当会では修了証発行にあたり、実務経験は、**週当たりの勤務時間数が20時間以上であった期間を通算**するものとします。申請は5年以上の実務経験がないと行えませんのでご注意ください。

(2) 研修修了証発行の申請方法について

申請先：公益財団法人日本薬剤師研修センター

[申請方法・申請書類はこちら](#)

(紛失・毀損の場合の再発行の方法、及び、既に研修修了証を有している者が、勤務先の薬局が異なる都道府県に変更になった場合の再発行の手続き) [こちら](#)を追加しました)

(3) 研修修了証の有効期限

- 研修修了証の**有効期限は発行日から6年間**です。
- 研修修了薬剤師の修了証の有効期限が切れた場合には、健康サポート薬局の届出を取り下げる必要がありますのでご注意ください。
- 有効期限の2年前から有効期限の間に「研修会A」を再履修されますと、修了証を更新することができます。
- 期限内に更新を行なわない場合、改めて、すべて（30時間）の研修を再履修し、修了証を取得しなおす必要があります。

(4) 修了の取り消しについて

次の場合は、研修修了が取り消しとなります。

虚偽の内容にもとづき申請を行った者

研修修了を取り消そうとするときは、あらかじめ当該者にその旨を通知します。求めがあった場合には意見を聴く機会を設けます。

5 既に研修修了証を有している者が、勤務先の薬局が異なる都道府県に変更になった場合の取扱いに

6 その他の留意点

健康サポート薬局研修では、日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度の単位（研修シール）を交付いたしません。

7 研修の受講みなし措置について

過去に健康サポート薬局【研修会B】と同様のプログラムで開催された研修会のうち、一定の基準を満たすものについては、当該の方は、健康サポート薬局研修の【研修会B】を受講したものとみなして取り扱います。
当該研修会を受講された方で、受講証明書の発行を希望される方はお申出下さい。

- 【[研修会B](#) 受講みなし措置対象研修会リスト（PDF）】
（注）研修会Aは、受講みなし措置の対象となる研修会はありません。
- 受講証明書発行に係る問い合わせ先：
都道府県薬剤師会・地域薬剤師会主催の研修会：**受講先の都道府県薬剤師会**
日本薬剤師会及び日本薬剤師研修センター主催の研修会：日本薬剤師会

8 費用について

研修の受講から修了までに、以下の費用がかかります。

- 知識習得型研修（e-ラーニング）の受講料：**8,000円（税別）**
- 技能習得型研修（研修会A及びB）の受講料：都道府県薬剤師会により**受講料が異なります。**
- 研修修了証発行に係る費用：**5,000円（税別）**

以下の場合、別途費用がかかります。

- 研修修了証を再発行する場合（紛失・毀損等）：**1,700円（税別）**
- すでに研修修了証を有している者が、他の都道府県の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」の研修を受講して研修修了証の発行を申請する場合：**3,000円（税別）**

「健康サポート薬局研修」実施要領

上記1～8に関して、詳細はこちらの実施要領をご覧ください。

[「健康サポート薬局研修」実施要領【PDF】](#)

都道府県薬剤師会	北海道	茨城県	新潟県	静岡県	奈良県	徳島県
	青森県	栃木県	富山県	愛知県	和歌山県	香川県
	岩手県	群馬県	石川県	三重県	鳥取県	愛媛県
	宮城県	埼玉県	福井県	滋賀県	島根県	高知県
	秋田県	千葉県	山梨県	京都府	岡山県	福岡県
	山形県	東京都	長野県	大阪府	広島県	佐賀県
	福島県	神奈川県	岐阜県	兵庫県	山口県	長崎県